

<成木の発展2 林業1> 青梅の林業

前回の成木今昔物語では石灰生産について記述しましたが、石灰生産では燃料として大量の薪や粗朶（そだ）が使われていました。成木で石灰生産が発達した理由のひとつには、利用できる雑木が山から採集できたことがあると思います。

植林はいつから

檜は青梅地域に天然林の中に生えていたそうですが、杉は他地域から植林されたようです。

青梅付近に植林が始まった時期については、証拠となる文献がないため不明ですが、塩船觀音寺や御岳山の大杉があることから、少なくとも近世（安土桃山時代：1575年頃）以前に植林されていたと推測されます。

植分け（うえわけ）

この制度は「分収林」「部分林」とも言われ、植林したくても適當な山を持っていない者が、山の所有者から土地を借りて植林するものです。天明三年（1783）の木崎家文書によると北小曾木の土地で売り上げを30年後に半々にする取り決めをしたと記されています。植分け制度は森林を持たない人々を豊かにするとともに、青梅の林業の発展に役立ったようです。

入会地（いりあいち）

江戸時代頃の各村には、幕府直轄地の「御林山（おはやしやま）」と所有者が決まっている土地（高請地：たかうけち）のほかに誰にも属さない土地がありました。この土地を入会地（入会山・秣場：まぐさば注1・散地・散在山など）と言って、一定地域の農民が土地に入って草や立木を採取し、生活に必要な薪や肥料としての草、牛馬の飼料としての秣などに利用できました。青梅にもあちこちにありました。



嘉永元年（1848）上成木村上分注2では、入会秣場に杉植分けの制度をつくり、滝ノ上、極指で植分けをし、植主が7割、残りの3割を村で分けるようにする文献が残っています。

江戸時代頃の農業では、草や落ち葉を利用した堆肥が中心だったため、自由に採取できる入会地は重要な場所でした。しかし、農地が少ない頃はよかったのですが、開墾による耕地の増加や、上記のように植林が増えてくることで、入会地の確保が難しくなってきます。また「誰の土地でもない」という特徴から、近隣住民の様々な思惑によって、勝手に植林したり草を刈ったりすることもあったようです。青梅市内でも入会地を利用する権利をめぐって論争があちこちで起こっています。

明治時代になると、入会地は公有地として村の土地と認めるようになり、後に民有地として課税するようになります。また人造肥料などの普及や家畜の減少に伴い、採草地の重要性が薄れると、誰が税金を払っていくのかが課題となっていきます。 （次号に続く）

注1：秣場（まぐさば） 馬や牛の肥料とする草 馬草

注2：上成木上分 現成木6・7丁目

【出典】青梅市史 上巻 1995

青梅市文化財ニュース第360号 2017.10.15

青梅市史資料集第48号 都下村落行政の成立と展開 1998

【監修】中島林業 中島 邦彦